28.10.13
小郡三井医師会

福県医発第2005号（地）
平成28年10月12日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う所掌事務の変更について

標記の件につきまして、地方公務員災害補償基金福岡県支部長より別紙のとおり周知依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

本件は、市町村立学校職員給与負担法の一部が改正されたことに伴い平成29年4月1日から、政令市（北九州市及び福岡市）の県費負担教職員に係る給与負担及び教職員定数に関する権限等が政令市に移譲されることから、当該職員の下記対象事案に係る災害補償関係の事務も福岡県支部から政令市支部へ引き継がれることとなるものです。

つきましては、当該職員が通院している医療機関におかれましては、事務手続きの変更等が発生いたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

記

【対象事案】

○福岡県支部が公務（通勤）災害として認定した政令市の職員
○平成29年4月1日時点で未治ゆであるもの、又は未請求があるもの

上記対象事案に該当する場合、平成29年4月1日から以下のとおり変更されます。

○療養費の請求先が福岡県支部から政令市支部（北九州市支部又は福岡市支部）に変更となります
○福岡県支部が指定した認定番号が変更される場合があります。

（お問い合わせ先）
地方公務員災害補償基金福岡県支部
担当：下田、野美山
電話：092-643-3031

小郡三井医師会より
医療保険担当理事　山下拓郎
会長　白石恒明

地基福第４８号
平成２８年９月２１日

公益社団法人　福岡県医師会
会長　松田　峻一良　様

地方公務員災害補償基金福岡県支部
支部長　小川　洋

市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う所掌事務の変更について

このことについて、平成２９年４月１日から別紙のとおり変更されますので、会員の皆様に周知願います。

各医師会通知

福岡県医師会 受付 28.9.26 3114

（公印省略）

地基福第４８号
平成２８年９月２１日

各医療機関　殿

地方公務員災害補償基金福岡県支部長

市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う所掌事務の変更について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第４次一括法）により、市町村立学校職員給与負担法の一部が改正され、平成２９年４月１日から、政令市（北九州市又は福岡市）の県費負担教職員に係る給与負担及び教職員定数に関する権限等が政令市に移譲されます。

このため、当該職員の下記対象事案に係る災害補償関係の事務も福岡県支部から政令市支部へ引き継がれることとなり、当該職員が通院している医療機関においては、事務手続きの変更等が発生しますので、予めお知らせします。

記

【対象事案】
○福岡県支部が公務（通勤）災害として認定した政令市の職員
○平成２９年４月１日時点で未治ゆであるもの、又は未請求があるもの

上記、対象事案に該当する場合、平成２９年４月１日から以下のとおり変更されます。

○療養費の請求先が福岡県支部から政令市支部（北九州市支部又は福岡市支部）に変更となります。
○福岡県支部が指定した認定番号が変更される場合があります。（認定番号が変更される場合、別途ご連絡します）

現時点で福岡県支部への未請求がある場合、平成２９年４月１日以降の混乱を避けるため、速やかにご請求ください。

なお、療養費の請求先の変更が必要な医療機関については、平成２９年１月以降、別途ご連絡します。

地方公務員災害補償基金福岡県支部
担当：下田、野美山
ＴＥＬ：092-643-3031
ＦＡＸ：092-633-3438